

令和5年度

行政評価の概要

令和5年9月

葛飾区



## はじめに

葛飾区では、厳しい行財政状況の下でも財政破綻を未然に防ぎ、新たな行政需要に対して適切なサービスを展開していくため、平成14年度から行政評価制度を導入し、行政の透明性・公開性の向上、説明責任の徹底、成果主義といった視点から、事務事業の見直しに取り組んできました。

平成14年度から19年度までは、事務事業を対象とした「事務事業評価」を実施し、事務事業の必要性・有効性・効率性等の視点から分析・評価を行い、廃止・縮小を含めた事務事業の見直しに取り組みました。

平成20年度から22年度までは、評価対象を施策に切り替え「施策評価」を実施し、施策に対する事務事業の貢献度・優先度の視点から分析・評価を行い、経営資源の適正配分を図ってきました。

このように9年間にわたる事務事業の見直しを行った結果、廃止・縮小する事務事業数も減少しており、行財政改革の断行という本区における当初の役割は一定程度果たされたものと考えられます。

しかし、行政サービスを取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、行政評価制度を活用した事務事業の見直しを継続する必要があります。

そのため、平成23年度からは、区民が利用する行政サービス単位である事務事業を評価対象とする制度に改め、より一層区民に対する説明責任の徹底を図っています。また、事務事業の性質に応じた評価手法を導入することで、さらなる成果の創出やこれまで以上に効率的・効果的な執行方法の実現に努めています。

この報告書は、令和5年度行政評価の結果をとりまとめたものです。

# 目 次

1	葛飾区の行政評価制度	1
1	行政評価制度とは	1
2	行政評価制度の目的	2
3	行政評価の見直し及び評価方法	3
4	結果の公表	4
2	令和5年度自己評価の結果	5
1	対象事務事業等	5
2	実施期間	5
3	令和5年度葛飾区行政評価委員会の評価結果	6
1	葛飾区行政評価委員会とは	6
2	行政評価委員の構成	6
3	対象事務事業	6
4	評価期間及び活動実績	7

## <別冊1> 令和5年度自己評価の結果

### 評価表の見方

#### (1) 事務事業評価表

#### (2) 事務事業一覧表

資料 令和5年度事務事業評価表、事務事業一覧表

## <別冊2> 令和5年度葛飾区行政評価委員会の評価結果

### 評価結果の見方

資料 令和5年度葛飾区行政評価委員会 答申

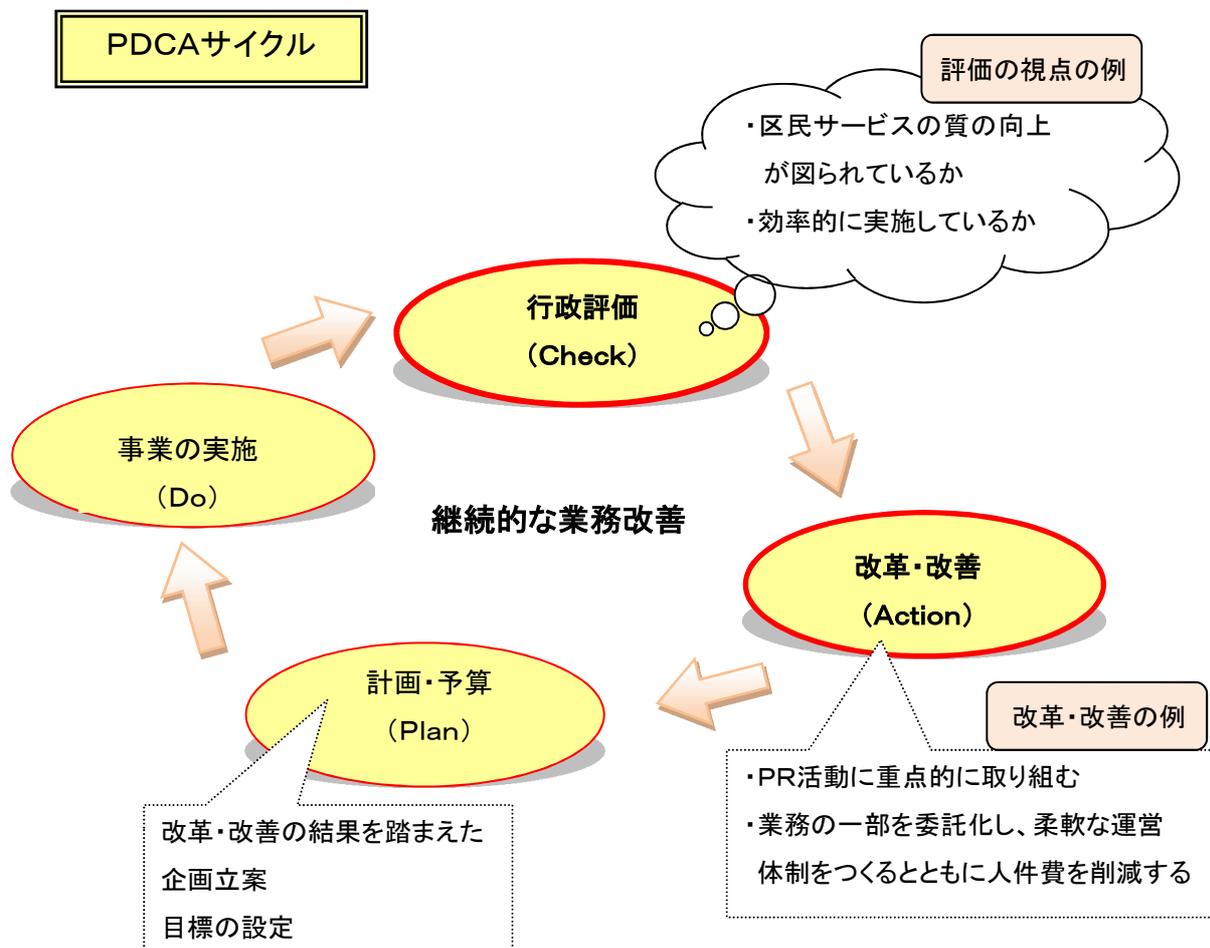
# 1 葛飾区の行政評価制度

## 1 行政評価制度とは

行政評価制度とは、区の仕事が「誰のために」「何を目的」としたもののなか、「いつまでに実現するのか」目的・目標を明確にしながら、その仕事「どれだけ区民の役に立っているのか」等を区民の視点に立って評価し、結果を改革・改善につなげる仕組みです。

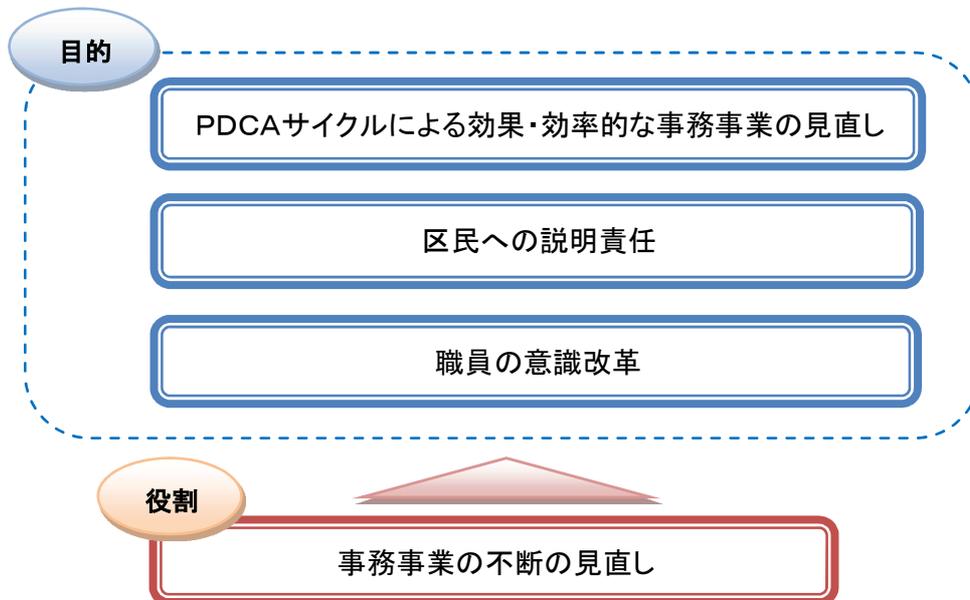
本区では、この行政評価制度を活用し、限りある行財政資源（予算・人員・情報・技術など）をより有効かつ適切に配分していくために、PDCA（Plan（計画・予算）－Do（事業実施）－Check（行政評価）－Action（改善・改革））サイクルを展開しています。

さらに、これらの内容を評価表に記載し公表することにより、区の現状を区民にわかりやすく説明することが可能となり、区民に対する説明責任の向上も図っています。



## 2 行政評価制度の目的

行政評価制度では、事務事業の更なる成果の創出や効率的・効果的な実施方法を目指すため、「PDCAサイクルによる効果・効率的な事務事業の見直し」「区民への説明責任」「職員の意識改革」を目的とし、「事務事業の不断の見直し」に取り組んでいます。



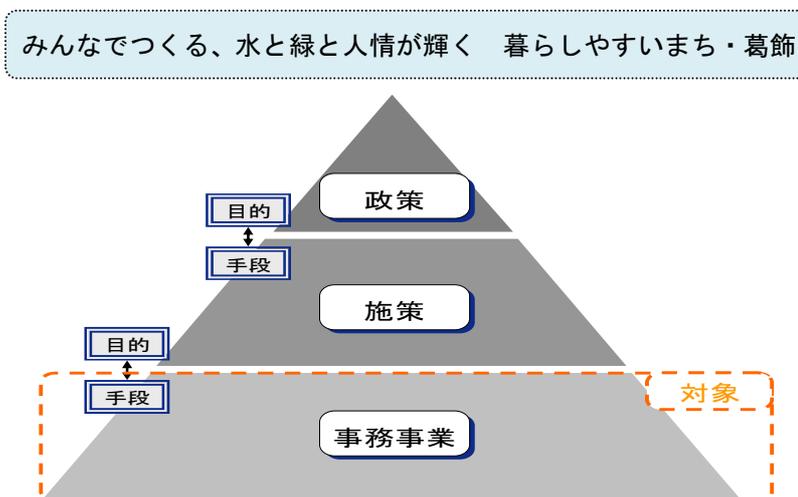
### 3 行政評価の実施

#### (1) 概要

事務事業の必要性や有効性などを検証することで、事務事業の成果向上を図ります。令和5年度については、前期実施計画の計画事業及び重点事業を評価対象とします。

#### (2) 対象

本区が行う行政活動は、区の将来像である「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」の実現に向けて、基本計画上の計画体系に合わせて、「政策—施策—事務事業」の3つに体系化されています。行政評価制度においては、計画体系における最小単位である事務事業を対象としています。



#### (3) 自己評価の評価方法

事務事業の評価については、“なぜ、成果指標（アウトカム）に到達しないのか？”“成果指標（アウトカム）に到達するにはどうするべきか？”という視点の要因分析を行っていくことが中心になります。そのため、特に成果指標（アウトカム）及びその目標値の設定を適切に行うことが重要になります。また、そもそも成果指標について考える上で、事務事業の必要性や有効性が伴ってなければなりません。こうした検討のプロセスを経て、事務事業の今後の方向性を導き出していきます。ただし、要因分析中心の評価ではあるものの、費用対効果の視点での評価は不可欠です。一面的画一的な評価基準とならないように、評価の視点に多様性を取り入れて実施いたします。

##### ア 事業指標

事務事業の成果指標（アウトカム）と活動指標（アウトプット）を設定します。成果指標（アウトカム）は最終的に事務事業が求める成果、活動指標（アウトプット）は事務事業における取組の結果を基本とします。

『目標との乖離の考察』においては、定量的な視点も交え、成果・活動指標が目標値に到達していない場合に、その理由について、当該事務事業を取り巻く状況等を踏まえて分析します。また、すでに目標値にほぼ到達していたり超過していた場合は、目標値をさらに高めることも検討が必要になります。

#### イ 評価（各項目）

事務事業の目的等と照らし合わせ、『必要性』『効率性』『有効性』にかかる評価を具体的に記載します。各項目の視点は以下のとおりです。

『必要性』: 区民や社会のニーズを的確に捉えているか、民間事業者や区民が自ら実施することができないかどうか 等

『効率性』: 他の手段・方法とのコスト比較は十分か、コスト削減や効率化に向けた工夫がなされているか 等

『有効性』: 成果指標が適切に設定・測定された上でその向上に寄与しているか、活動指標における取組の結果に見合った成果が得られているか 等

また、この項目については、端的に評価内容を示すため、『○』『△』の表示も行います。『○』『△』の意味合いは以下のとおりです。

『○』: 妥当である、あるいは十分に高いレベルにある

『△』: 現状の取組では、十分な成果が上げられていない

#### ウ 評価（総合）

『各指標の達成状況に対する評価』については、前述の『事業指標』での考察などを踏まえ、各指標の達成状況にかかる評価を、どの指標に問題があるのか、達成するためにどうするのかなど具体的に記載します。

この評価を受け、次の『今後の方向性』では、事務事業を今後どのように運営していくのか、具体的な方向性（改善策等）を記載します。

『評価』には、『今後の方向性』などを受け、「継続」「改善」「廃止」の評語から該当する評価を選択します。

### (4) 外部評価

区民の視点を確保し、評価の客観性を高めるため、区民参加の葛飾区行政評価委員会を設置しています。評価対象として選定された事務事業については、当該委員会において区民による評価を実施します。

詳細は「3 令和5年度葛飾区行政評価委員会の評価結果」のとおりです。

## 4 結果の公表

行政評価の結果は、10月（予定）より、区公式ホームページ、区政情報コーナー（区役所3階304番）及び図書館（地区図書館を除く）でご覧いただけます。

## 2 令和5年度自己評価の結果

### 1 対象事務事業等

令和5年度の自己評価については、前期実施計画の計画事業及び重点事業のうち、単年度で評価可能な134事務事業を分析・評価対象としています。

### 2 実施期間

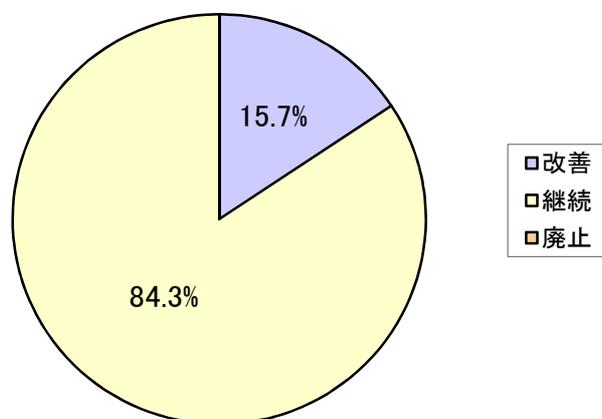
令和5年5月15日から6月23日まで

#### (参考) 令和5年度自己評価における「今後の方向性」の傾向

分析・評価を実施する事務事業については、「事務事業評価表」において「評価」を選択肢（「改善」、「継続」あるいは「廃止」）より選び、「今後の方向性」について具体的な内容を記載しています。

自己評価の結果、約16%の事務事業で何らかの「改善」を図ろうとしており、「継続」が約84%となっています。

#### 図 今後の方向性の内訳



区分	定義	事務事業数	比率 (%)
改善	事業の方向性を改め、サービス内容や実施方法等、見直しを検討し、実施するもの	21	15.7
継続	これまでと同様の方向性で事業を実施するもの	113	84.3
廃止	事業の統合や終了により廃止するもの	0	0.0
合 計		134	100.0

### 3 令和5年度葛飾区行政評価委員会の評価結果

#### 1 葛飾区行政評価委員会とは

行政評価制度において、区民の視点を確保し、評価の客観性を高めるため、平成14年度から区民参加による委員会を設置しています。

委員会は2つの分科会から構成されています。各分科会では、全4回の審議を経て、評価対象事務事業のヒアリングなどに基づく評価結果を区長に答申します。

#### 2 行政評価委員の構成

委員会の委員は16名で、区長が委嘱した委員（学識経験者2名、区内各種団体代表6名、公募区民6名、大学選出2名）により構成されています。

#### 3 対象事務事業

葛飾区前期実施計画に記載している計画事業の中で、区民の意見やニーズを把握し、より一層、今後の発展につなげていきたい4事務事業を選定しています。

分科会	事務事業名	担当課
第一分科会	地域安全活動支援事業	生活安全課
	不登校対策プロジェクト	学校教育支援担当課
第二分科会	・働く世代への総合的な健康づくり支援 ・高齢者の保健事業 【区民の総合的な健康づくり支援事業】	健康づくり課
	空家等対策	住環境整備課

#### 4 評価期間及び活動実績

##### (1) 評価期間

令和5年6月28日から8月28日まで

##### (2) 活動実績

実施時期	会議	主な内容
6月28日	第1回全体会	委員委嘱、行政評価制度の説明等
7月上旬～ 8月上旬	各分科会 (全8回：2分科会 ×4回)	・事務事業ヒアリング ・事務事業評価
8月28日	第2回全体会	評価結果の区長への答申
令和6年2月 (予定)	第3回全体会	評価結果に対する区の取組報告